

第1章 教育行財政

1 教育委員会

教育委員会は、教育行政の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、保護者や地域住民の多様な意向を的確に反映した教育行政を推進することを使命としており、教育長とレイマン（一般人）である非常勤の教育委員の合議制により基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマンコントロール」の仕組みにより、専門家の判断によらない、広く住民の意向を反映した教育行政を展開していく責任を有している。

熊本市教育委員会は教育長と5名の委員とにより構成し、教育委員会会議のほか、所管事項についての調査、研究等を行う教育委員協議会、学校・園における研究発表会等への参加や現地視察等の活動を行っている。また教育委員会として広範な見識を深めるために、他都市視察や研修会への参加等の活動を行っている。さらに、教育委員会が直接、教員や保護者、地域の方々と教育について意見を交換する広聴活動も実施している。

※以下の就任状況は令和6年(2024年)9月1日現在のもの



遠藤 教育長



小屋松 委員



西山 委員



苫野 委員



澤 委員



村田 委員

職名	氏名	就任年月日
教育長	遠藤 洋路	2017年4月1日 現任期 2021年12月15日 ~ 2024年12月14日
委員	小屋松 徹彦	2016年10月2日 現任期 2020年10月2日 ~ 2024年10月1日
委員	西山 忠男	2016年10月2日 現任期 2020年10月2日 ~ 2024年10月1日
委員	苫野 一徳	2020年4月1日 現任期 2024年4月1日 ~ 2028年3月31日
委員	澤 栄美	2022年4月1日 現任期 2022年4月1日 ~ 2026年3月31日
委員	村田 槇	2023年9月26日 現任期 2023年9月26日 ~ 2027年9月25日

■総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年(2015年)4月1日に施行されたことに伴い、市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策について協議及び調整を行う場として「総合教育会議」が設置された。初年度である平成27年度(2015年度)は本市の教育に関する課題や教育大綱の策定について、その後も毎年度、関連計画の策定や進捗などについて協議を行った。令和5年度(2023年度)においては、新たな熊本市教育基本計画(熊本市教育大綱)の策定について協議を行った。

2 広聴機能の強化

教育委員会では、教育政策に広く住民の意向を反映させるために、平成24年度(2012年度)から地域公民館で地域住民や保護者と意見交換する「タウンミーティング」や学校で教員や生徒と意見交換を行う「スクールミーティング」などの広聴事業を行ってきた。これらの事業については、より一層政策に活かされるよう効果検証を行い、対象や手法を適宜見直しながら実施しており、令和5年度(2023年度)は、部活動指導、特別支援教育をテーマに、学校の視察及び教職員との意見交換を行った。

3 熊本市教育振興基本計画[熊本市教育大綱]（令和6(2024)～令和9(2027)年度）

○教育振興基本計画について

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、令和6年(2024年)3月に、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)を計画期間とした熊本市教育振興基本計画を策定した。

○教育大綱との関連について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長が定めるものとされている教育大綱に関して、本市においては総合教育会議により市長と教育委員会との協議・調整を行うことで、教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることとしている。

基本理念 豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

施策の基本方針	施策の方向性
(1)主体的に考え行動する力を育む教育の推進	①豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 ②自ら学びに向かう力を育む教育の推進 ③社会の形成や持続的発展に主体的に貢献する力を育む教育の推進 ④遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む幼児教育の推進
(2)こども一人ひとりを尊重した教育の推進	①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ②特別支援教育をはじめとする多様な教育的ニーズに対応した支援の充実 ③インクルーシブ教育の推進 ④体罰・暴言等の根絶
(3)最適な教育環境の整備	①安全・安心な学校づくりの推進 ②働き方改革の推進 ③学校におけるマネジメント体制の強化 ④地域や家庭と連携した教育環境の整備
(4)こどものいのちと権利の擁護	①こどもの最善の利益を守る環境づくり ②家庭環境に左右されない学習機会の充実 ③ライフステージに応じた継続的な支援の充実 ④こどもの権利擁護に関する理解の促進
(5)生涯にわたる学びの提供と 学びの成果をいかす機会の創造	①学びと活動の循環による環境の整備 ②生涯学習関連施設の機能充実 ③青少年の健全育成
(6)市民が身近に親しめる文化芸術の振興	①文化芸術活動の推進 ②歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用
(7)ライフステージに応じた生涯スポーツの推進	①スポーツ機会の充実 ②競技力の向上 ③スポーツ施設の整備・機能充実

4 教育都市くまもとの教職員像

教育都市くまもとの教職員像

～人間的な魅力にあふれ、夢と情熱をもって

「くまもとの人づくり」をリードする教職員～

1 いつの時代も求められる資質や能力

- (1) 豊かな人間性をもち、人権感覚にすぐれた教職員
- (2) 教育者としての強い使命感と誇り、高い倫理観をもった教職員
- (3) 教育的愛情をもち、こどもたちから信頼される教職員
- (4) 幅広い教養と専門的な知識に基づく実践的指導力をもった教職員

2 今、時代が特に求める資質や能力

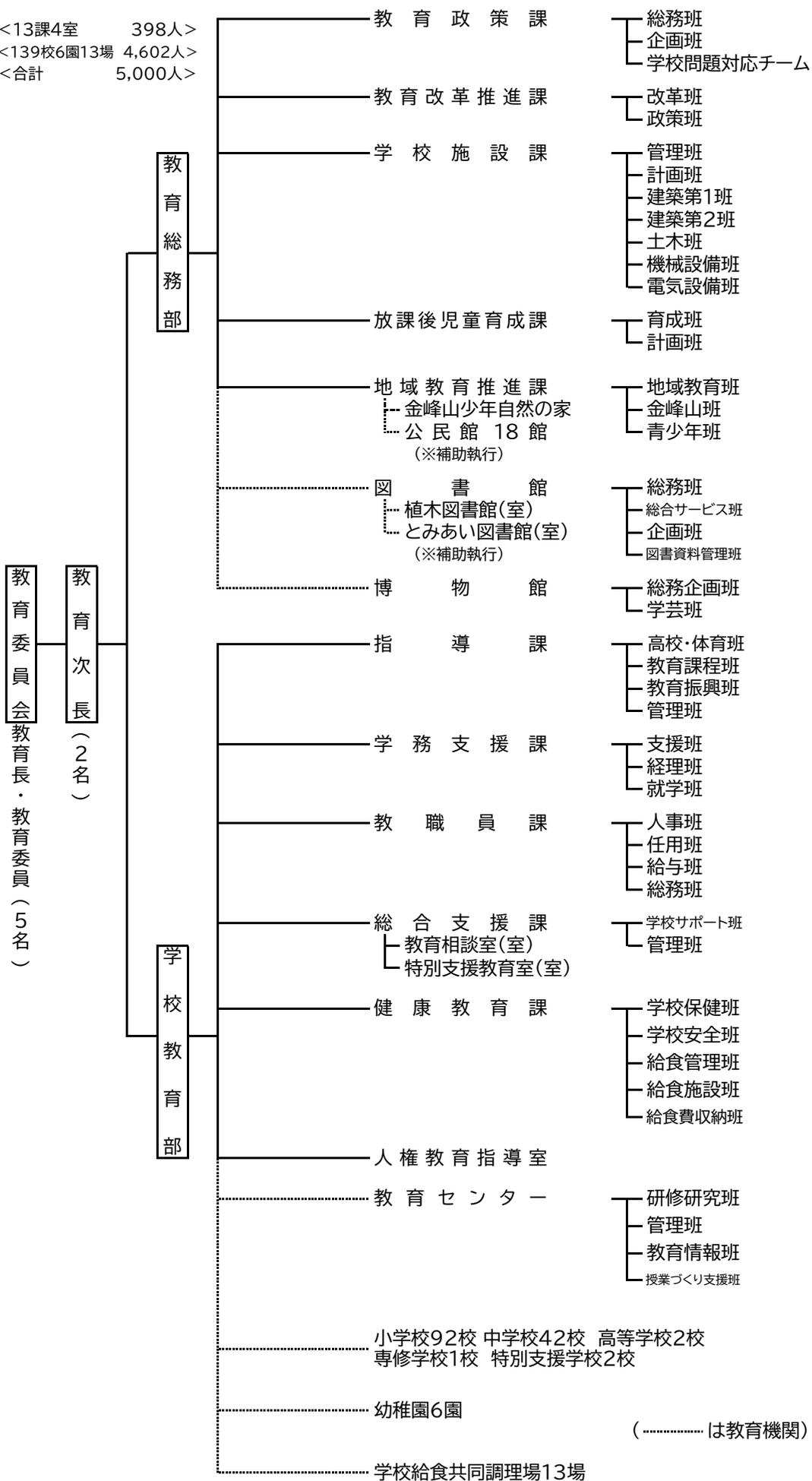
- (1) 広い視野をもち、社会の変化に対応して課題を解決できる教職員
- (2) 社会性と高いコミュニケーション能力をもった教職員
- (3) 組織の一員として責任感をもち、互いに高めあい協働する教職員
- (4) 熊本を愛し、保護者や地域の人々に信頼される教職員

5 組織及び事務分掌

(1)熊本市教育委員会組織

令和6年(2024年)4月1日現在

<13課4室 398人>
 <139校6園13場 4,602人>
 <合計 5,000人>



(..... は教育機関)

(2)熊本市教育委員会事務分掌

■教育総務部

課(室)名	所 管 事 務
教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3) 教育委員会会議に関すること。 (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関すること。 (5) 公告式及び令達に関すること。 (6) 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。 (7) 教育予算の総括調整に関すること。 (8) 組織管理及び事務管理に関すること。 (9) 公印の管理に関すること。 (10) 文書の収発及び管理に関すること。 (11) 職員の人事、服務及び給与に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (12) 職員定数の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (13) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (14) 調査及び統計に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。 (16) 博物館の登録に関すること。 (17) ユネスコに関すること。 (18) 学校問題対策に関すること。 (19) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。 (20) 熊本市体罰等審議会に関すること。
教育改革推進課	(1) 教育委員会及び市立学校の改革に係る重要事項の総合的企画、調整及び推進に関する (2) 熊本市部活動改革検討委員会に関すること。 (3) 天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会に関すること。 (4) 熊本市教育行政審議会に関すること。
学校施設課	(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関すること。 (2) 学校施設の営繕保全の計画及びその実施に関すること。 (3) 学校施設台帳に関すること。 (4) 用地に関すること。
放課後児童育成課	(1) 熊本市放課後子ども総合プランに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 ※補助執行 (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。
地域教育推進課	(1) 青少年教育に関すること。 (2) 青少年の指導及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 青少年の国内交流及び国際交流に関すること。 (4) 家庭教育に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5) 学校と地域の連携及び協働に関すること。 (6) 金峰山少年自然の家に関すること。 (7) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関すること。 ※補助執行 (1) 青少年問題協議会の運営に関すること。
市立図書館	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存 及び廃棄に関すること。 (2) 図書館サービスに関すること。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関すること。 (4) 移動図書館に関すること。 (5) 電子図書館に関すること。 (6) 図書館協議会に関すること。 (7) 分館及びくまもと森都心プラザの図書館に関すること。 (8) 学校その他の教育機関との連携に関すること。 (9) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。 (10) 図書館の設置及び廃止に関すること。
植木図書館 とみあい図書館 【補助執行】	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存 及び廃棄に関すること。 (2) 図書館サービスに関すること。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関すること。 (4) 移動図書館に関すること（植木図書館に限る）。
熊本博物館	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。 (2) 博物館資料の調査研究に関すること。 (3) 博物館資料に関する研究報告その他の資料の作成及び頒布に関すること。 (4) 学校その他社会教育機関等の行う教育、研究等の支援に関すること。 (5) 博物館事業の企画及び実施に関すること。 (6) 熊本博物館協議会に関すること。 (7) 塚原歴史民俗資料館に関すること。 (8) 博物館の施設、設備等の維持管理に関すること。

■学校教育部

指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内事務の連絡調整に関する事。 (2) 学校経営の管理に関する事（他の室の所管に属するものを除く。）。 (3) 学校の学習指導及び進路指導に関する事。 (4) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関する事。 (5) 教育評価に係る指導に関する事。 (6) その他学校教育の指導に関する事（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (7) 学校体育に関する事。 (8) 市立幼稚園に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (9) 市立総合ビジネス専門学校に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (10) 熊本市教科用図書選定委員会に関する事。
学務支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の設置及び廃止に関する事。 (2) 児童及び生徒の就学に関する事（他の室の所管に属するものを除く。）。 (3) 通学区域に関する事。 (4) 学校の用に供する物品の調達に関する事。
教職員課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員（教育職員及び学校栄養職員並びに小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員をいう。以下この項において同じ。）の人事、服務及び給与に関する事。 (2) 教職員定数の管理に関する事。 (3) 学校の学級編制に関する事。 (4) 教職員の採用及び昇任の選考に関する事。 (5) 教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。）の研修の総括調整に関する事。
総合支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の生徒指導に関する事。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関する事。 (3) 教育相談室（室）に関する事。 (4) 特別支援教育室（室）に関する事。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に関する事。
教育相談室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育に係る相談及び支援に関する事。
特別支援教育室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関する事。 (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関する事。 (3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関する事。 (4) 特別支援学校に関する事（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (5) 熊本市就学支援委員会に関する事。 (6) 熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会に関する事。 (7) 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会に関する事
健康教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健及び学校安全に関する事。 (2) 食育の指導に関する事。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関する事。 (4) 学校給食の実施に関する事。 (5) 学校給食に係る施設及び諸設備の管理に関する事。 (6) 学校給食に係る業務に従事する職員の研修に関する事。 (7) 学校給食共同調理場に関する事。 (8) 学校保健及び学校給食に関わる諸団体に関する事。 (9) 熊本市学校給食運営協議会に関する事。
人権教育指導室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関する事。 (2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関する事。 (3) 人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関する事。 (4) 同和問題に係る教育施策に関する事。 (5) その他人権教育に関する事。
教育センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育及び社会教育に係る調査研究に関する事。 (2) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関する事。 (3) 学校教育及び社会教育に係る研究資料、図書、視聴覚機器等の収集整備及び活用に関する事。 (4) 教職員研修の企画及び実施に関する事。 (5) 教育委員会の情報施策の推進に関する事。
公民館 【補助執行】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習支援に関する事。 (2) 公民館の管理及び運営に関する事。 (3) 公民館の使用許可に関する事。 (4) 公民館の事業の企画及び実施に関する事。 (5) 五福小学校プールの管理及び運営に関する事（五福公民館に限る。）。

													【定数管理外の職員】										【定数管理外の職員】		【総計】														
教育職員													一般職										教育職員		人員計 (短時間再任用含む)														
教育職員													(短時間再任用)										(短時間再任用)																
校長	副校長	主任	教頭	教諭	教員	講師	養護教諭	養護教諭	栄養教諭	学務員	事務員	実習助手	校長	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務員	実習助手	主任	主任	指導主任	社会教育主任	学芸員	学主		学主	給食技師	教諭	養護教諭										
																			2																				25
																																							3
																				1	1																	14	
																																							36
																				8	8																	24	
																				3	3																	15	
																				15	15																	33	
																				4	4																	20	
																																							3
																																							18
																				2	2																	28	
																				1	1																	17	
																				4	3	1																32	
																				1	1																	16	
																				9	9																	16	
																				4		2	2															13	
																				1	1																	3	
																				8	7		1															29	
																				1	1																	7	
																																							1
																				16			16															45	
																				80	56	3	19															398	
69	1	2	1	48		12	2						3	2		2																						76	
46	1	2		29		11	1						2	3		2																						53	
15	1	1			13																																	17	
66	2	2		42		9	2	2	1		4	2	1		1																							68	
1407	41	49	8	999		179	47	10	13	6	55		46	1	43		1	1						4													1509		
2546	92	99	17	1916		160	85	18	41	13	105		105		99	4		2						4													2829		
47	6			33		8																																50	
4196	144	155	26	3067	13	379	137	30	55	19	164	7	157	1	147	4	1	3	1					8			7	79	78	1						4602			
4196	144	155	26	3067	13	379	137	30	55	19	164	7	157	1	147	4	1	3	1					8	2	7	79	78	1								5000		

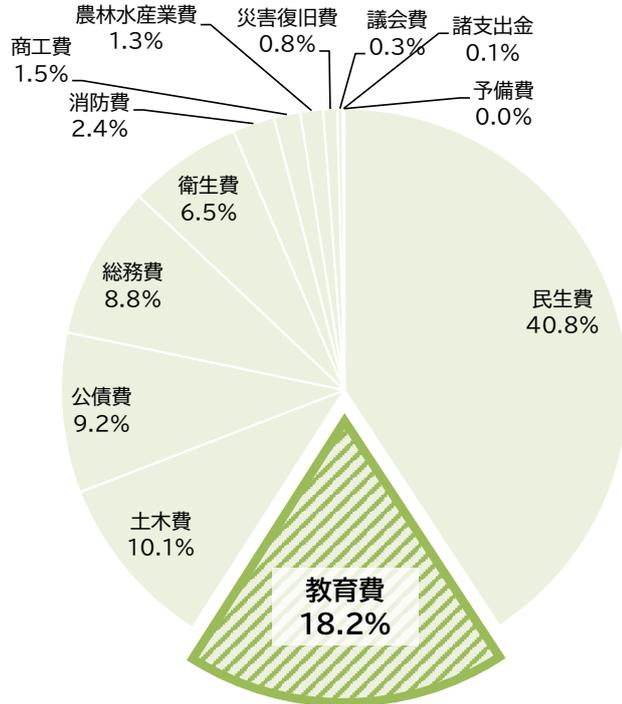
7 教育財政

(1)一般会計当初予算

①令和6年度(2024年度)一般会計当初予算

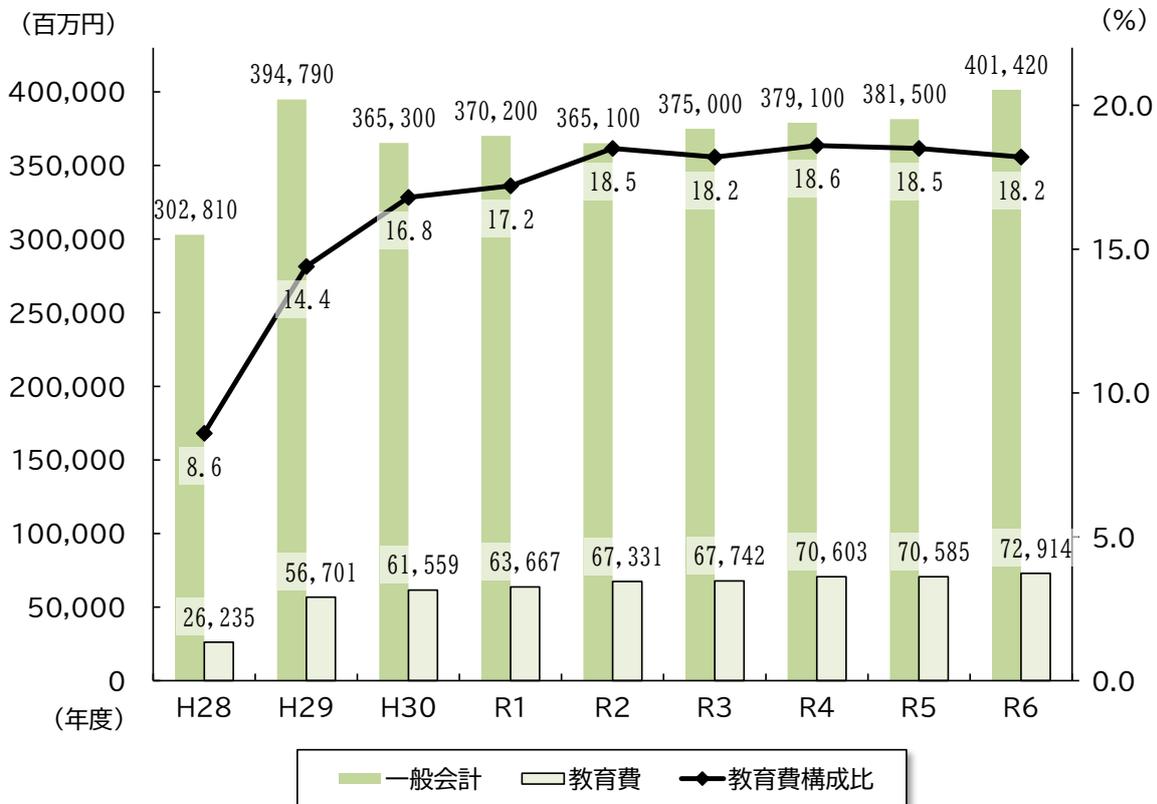
(単位:千円、%)

款	当初予算額	構成比
議 会 費	1,105,149	0.3
総 務 費	35,473,305	8.8
民 生 費	163,838,907	40.8
衛 生 費	25,955,512	6.5
農 林 水 産 業 費	5,065,901	1.3
商 工 費	6,009,862	1.5
土 木 費	40,440,256	10.1
消 防 費	9,754,956	2.4
教 育 費	72,913,671	18.2
災 害 復 旧 費	3,149,240	0.8
公 債 費	37,055,441	9.2
諸 支 出 金	537,800	0.1
予 備 費	120,000	0.0
歳 出 合 計	401,420,000	100.0



②一般会計当初予算の推移

(百万円)



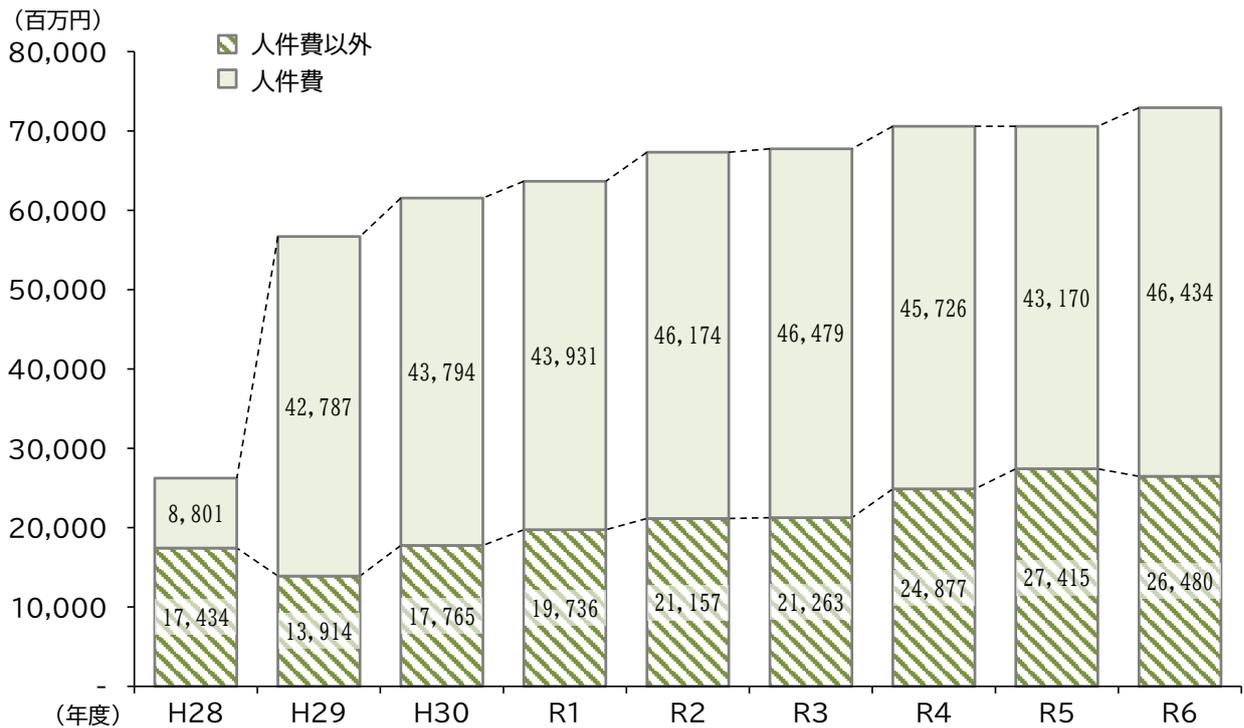
(2)教育費当初予算

①令和6年度(2024年度)教育費当初予算

(単位:千円)

目的	性質	歳出予算	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	普通建設事業		その他	構成比
								補助	単独		
教育総務費		9,193,904	4,913,551	3,735,095	6,200	0	170,585	0	368,473	0	12.6%
小学校費		30,448,356	23,236,155	2,980,137	335,786	435,800	41,149	1,013,435	2,405,894	0	41.8%
中学校費		16,954,043	12,450,351	1,483,730	230,030	424,200	20,662	929,993	1,415,077	0	23.3%
高等学校費		1,378,371	1,129,944	150,430	24,567	0	7,838	0	65,592	0	1.9%
幼稚園費		682,689	404,422	26,967	15,000	229,500	6,800	0	0	0	0.9%
専修学校費		217,123	170,439	37,968	8,386	0	330	0	0	0	0.3%
社会教育費		5,400,665	3,173,780	1,701,316	7,622	0	213,274	271,428	33,200	45	7.4%
保健体育費		7,086,545	674,596	4,926,669	0	0	305,132	0	1,180,148	0	9.7%
美術館費		391,380	50	336,778			52,958		1,485	109	0.5%
熊本城費		1,160,595	280,333	709,681	3,050		69,390		97,223	918	1.6%
計		72,913,671	46,433,621	16,088,771	630,641	1,089,500	888,118	2,214,856	5,567,092	1,072	
構成比		100.0%	63.7%	22.1%	0.9%	1.5%	1.2%	3.0%	7.6%	0.0%	100.0%

②教育費当初予算の推移



※平成29年度に県費負担教職員の給与負担が熊本市に移管された。